

広島県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道羽和泉室町線	三原市久井町坂井原字取内四七四八番一地从先から三原市久井町坂井原字室町五四一番八地先まで	平成二十二年四月八日